

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	医療法人三星会 茨城リハビリテーション病院ケアサービス
所在地	茨城県守谷市同地字仲山358番地5
事業者指定番号	0872400940
事業所加算	特定事業所加算Ⅱ
管理者・連絡先	管理者 丸山伸子 TEL 0297-48-4660
	0297-48-6111 茨城リハビリテーション病院 (24時間対応)
サービス提供地域	守谷市・つくばみらい市・取手市

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	事業所の管理・運営	1名
主任介護支援専門員	介護支援専門員への指導	1名
介護支援専門員	居宅介護支援サービス	2名以上

3 営業時間

区分	平日	土曜日	日曜・祝日
営業時間	8:30~17:00	8:30~17:00	休業

(注)・年末年始(12/30~1/3)は「祝日」の扱いとなります。

・電話による24時間連絡可能な体制を整えています。

4 事業所の運営方針

- (1) 利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- (2) 利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービスが特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように努めます。
- (4) 事業実施にあたっては、関係市町村及び包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。

5 課題分析

課題分析票は「居宅サービス計画ガイドライン」を使用します。

6 居宅介護支援業務の実施方法等について

(1) 居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

- ①利用者から居宅介護支援サービスの申し込みを受け付けます。
- ②利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談し、心身の状況や生活環境を十分把握し、可能な限り居宅において自立した生活を送ることができるよう課題を把握します。
- ③利用者及び家族の希望並びに解決すべき課題に基づいて、目標及び達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画原案を作成します。
- ④サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について主治医やサービス担当者から、専門的見地からの意見を求めます。
- ⑤居宅サービス計画書に位置付けたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。
- ⑥居宅サービス計画書作成後、利用者および家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、月1回以上、利用者の居宅を訪問し居宅サービス計画の実施状況や新たな課題の把握、居宅サービス計画書の変更、指定居宅サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(2) サービスを受けるうえでの留意事項

- ① 利用者は介護サービスを受けるにあたり、介護支援専門員に対して、複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めるとことや、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。当事業所の居宅サービス計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおり。
- ②利用者が医療機関へ入院した場合、その医療機関へ担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先をお伝えください。
- ③指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師も若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ④利用者が訪問看護や通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画書を交付します。
- ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者等との連携に努めます。

7 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には下記を請求いたします。

通常のサービス区域以外の地域 交通費として往復500円
 有料道路、公共交通機関等を利用した場合は実費を請求いたします。

8 秘密保持

- (1) 事業者及び介護支援専門員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 事業者は、サービス担当者会議等において個人情報を用いる場合、利用者及びその家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

9 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談窓口	電話番号	0297-48-4660
	FAX番号	0297-48-6320
	管理者	丸山 伸子
	対応時間	8:30~17:00

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険 相談窓口	守谷市	所在地	守谷市大柏950-1
		電話番号	0294-45-1111
	取手市	所在地	取手市寺田5139
		電話番号	0297-74-2141
利用時間 8:30~17:00	つくばみらい市	所在地	つくばみらい市福田195
		電話番号	0297-58-2111
	その他 ()	所在地	
		電話番号	
茨城県 国民健康保険団体 連合会(国保連)	所在地	茨城県水戸市笠原町978-26	
	電話番号	029-301-1565	
	FAX番号	029-301-1579	
	利用時間	8:30~17:00	

10 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人三星会
代表者名	理事長 山本 登
所在地・電話	茨城県守谷市同地字仲山360 0297-48-6111
事業の概要	茨城リハビリテーション病院（訪問リハビリ） 茨城リハビリテーション病院訪問看護ステーション 茨城リハビリテーション病院デイサービスセンター 地域リハビリセンター茨城リハビリテーション病院デイケア

当法人はリハビリテーションを専門とした病院運営を主軸に行い、介護保険制度においては自立支援を援助できる専門職種を各事業所に配置し運営を行っています。

11 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供時に、事故が発生した場合

- (1) 管理者に報告し、利用者の家族および市町村関係窓口に連絡を行い必要な処置をとります。
- (2) 事故原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

12 虐待防止に関する対応

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

茨城リハビリテーション病院ケアサービス
利用契約書兼同意書

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

契約締結日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

契約者名

事業者 事業所所在地 茨城県守谷市同地字仲山358番地5

事業所名 茨城リハビリテーション病院 ケアサービス

理事長 山本 登 印

事業者指定番号 0872400940

管理者 丸山 伸子

説明者 氏名 _____ 印

私は、この契約書及び本書面により居宅介護支援サービスについて説明を受けましたので同意のうえ契約いたします。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

ご家族

住 所 _____

氏 名 _____ 印

本契約を証するため、2通作成し、利用者と事業所が署名押印のうえ本書を1通ずつ保有するものとします。